

「勤務実績不良等職員及び心身故障職員に係る分限等取扱要綱」の
制定について

1 理由

教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員を対象とする勤務実績不良及び適格性を欠く職員に係る分限等の取扱いに心身の故障のある職員に係る取扱いを追加し、これらの職員に対して地方公務員法の趣旨に沿って厳正に対処していくことを明確化し、職員一人一人が公務員としての強い自覚と責任を持ち、より一層公務能率の維持向上を図る体制を整えるため、新たに取扱要綱を制定する。

2 内容

「勤務実績不良等職員及び心身故障職員に係る分限等取扱要綱」の制定

これまでの「勤務実績不良及び適格性を欠く職員に係る分限等取扱要綱」に心身故障職員の取扱いに関する条項を追加する。

(1) 心身故障職員の定義

心身故障のため、職務の遂行に支障がある、又は職務の遂行に堪えない職員

(2) 傷病審査委員会の設置

心身故障職員を対象とすることに伴い、新たに職員審査委員会を設置し、分限処分の適用に当たって、必要な審議を行う。

3 施行期日

平成30年12月20日